

上天草市ブルーカーボンクレジット算定実証事業委託業務仕様書

1 業務名

上天草市ブルーカーボンクレジット算定実証事業委託業務

2 目 的

上天草市は令和4年度にSDGs未来都市に選定され、自治体SDGsモデル事業としても「島々を抱く穏やかな海とともに生き続けるためのプロジェクト」が選定されたことから、その中心として掲げていたブルーカーボン事業として、同年度に「上天草市ブルーカーボン事業可能性検討業務」を実施したところである。その結果、脱炭素と持続可能な漁業振興の観点からブルーカーボン事業の有効性が明らかになり、市内団体がJブルークレジットにプロジェクト申請することで、ブルーカーボンクレジットの販売収益を得ることができ、活動の持続可能性が向上する見込みとなった。

一方で、Jブルークレジットの申請にあたっては、プロジェクト実施前にブルーカーボンのベースライン吸収量を把握する必要があることや、プロジェクト実施によってどれだけのブルーカーボン吸収がされたかを確からしい方法で把握する必要があり、追加的な調査費用や時間が生じることが明らかとなった。また、Jブルークレジットにおいては、確からしい方法でブルーカーボン量を算定しない場合には、Jブルークレジット審査認証委員会による認証率が低く算定設定されることがあり、プロジェクトを実施としても、わずかなブルーカーボン量しかクレジットとして認められない可能性がある。

そこで、本事業では、ブルーカーボン量を効率的かつ効果的に把握する方法を検討し、上天草市内において多くのブルークレジットを創出する基盤づくりを行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和6年2月29日（木）まで

4 業務内容

以下の業務については、適宜、上天草市企画政策部企画政策課（以下「主管課」という。）の了承を得て進めることとする。

（１） ベースライン吸収量及びプロジェクト実施後のブルーカーボン量の把握方法の検討

ニチレイフレッシュ株式会社等が実施している「生命の海プロジェクト」や、大矢野同志会が実施している藻場保全活動などの本市内Jブルークレジットの認

証申請ができ得るプロジェクト（以下「市内団体プロジェクト」という。）について、衛星画像、航空写真、空中ドローン、音響測量、水中カメラ、水中ドローン等を用いた調査（以下「現地調査」という。）により、ブルーカーボンのベースライン吸収量及びプロジェクト実施後のブルーカーボン量を安価で効率的かつ高い認証率得られると思われる方法を検討すること。検討にあたっては、将来、市内団体プロジェクトを実際に「Jブルークレジット」の認証申請することを踏まえ、現地調査については、市内事業者に調査を委託もしくは市内団体自らが調査することを前提に、以下の項目を整理すること。

ア 面積の確からしさ

イ 生態系タイプの確からしさ

ウ 利点・注意点

エ 調査にかかるおおよそのコスト・調査時間

（２） 上天草市におけるブルーカーボン量算定マニュアルの作成

（１）の検討結果を踏まえ、市内団体プロジェクトを「Jブルークレジット」に認証申請を行う場合において、ブルーカーボンのベースライン吸収量ならびにプロジェクトの実施により認証対象となるブルーカーボン量を安価かつ効率的に把握する方法をとりまとめたマニュアルを作成すること。

５ 納入成果物

（１） 成果物

業務完了後速やかに、本仕様書に記載した業務の実績がわかる実績報告書を電子データにて提出すること。

（２） 納入先

主管課

６ 検査

完了検査は、納入成果物により実施する。

７ 特記事項

（１） 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者である上天草市の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。

（２） 権利義務の譲渡等

委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

（３） 再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承諾を受けること。

また、本業務で再委託を予定している場合は、企画書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。

なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

（４） 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

7 その他

（１） 本業務に係る成果物の権利は、上天草市に帰属するものとする。

（２） 委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

（３） 記「４」を勘案した業務スケジュール（工程表）を、契約を締結した日の翌日から起算して、１４日以内に作成し提出することとし、併せて、事業概要（事業内容及び担当者等がわかるもの。）、実施体制台帳（関係団体の役割及び連絡体制がわかるもの。）及びその他業務に関して必要と認める書類を提出すること。

（４） 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施にあたり質疑が生じた場合は、延滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。